

建設工事に係る業務委託の入札に参加される方へ

令和6年5月1日から

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定方法が変わりました

建設工事等のダンピング受注の防止及び公共工事の品質を確保する観点から導入している低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、令和6年5月1日から調査基準価格及び最低制限価格の上限割合を以下のとおり変更しました。(赤字が変更箇所)

業務	調査基準価格及び最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の建設コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価に100分の90を乗じて得た額 ・一般管理費等に100分の50を乗じて得た額の合計額	100分の81	100分の60
建築関係の建設コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費に100分の60を乗じて得た額 ・諸経費に100分の60を乗じて得た額の合計額	100分の81	100分の60
測量業務	・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費に100分の50を乗じて得た額の合計額	100分の82	100分の60
地質調査業務	・直接調査費の額 ・間接調査費に100分の90を乗じて得た額 ・解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額 ・諸経費に100分の50を乗じて得た額の合計額	100分の85	3分の2
補償関係コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価に100分の90を乗じて得た額 ・一般管理費等に100分の50を乗じて得た額の合計額	100分の81	100分の60

※令和6年4月1日から、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、「調査基準価格及び最低制限価格の基準となる額」及び「上限割合」を、測量業務及び地質調査業務については、「調査基準価格及び最低制限価格の基準となる額」を変更しました。

算定方法についての留意事項 (例：土木関係の建設コンサルタント業務)

(1) 『委託費の内訳からの算定』を行う。

直接人件費の額 (1円未満切り捨て)
直接経費の額 (1円未満切り捨て)
その他原価の100分の90の額 (1円未満切り捨て)
一般管理費等の100分の50の額 (1円未満切り捨て)

各項目の合計金額を計算。

(2) 『低入札調査基準価格の範囲』を計算する。

[上限額]

予定価格(税抜)の81% (1円未満の端数を切り捨て)

[下限額]

予定価格(税抜)の60% (1円未満の端数を切り捨て)

地質調査は上限85%、下限3分の2になる。

(3) 『(1)の合計金額と(2)の価格の範囲を比較』を行う。

- ① (1)の額が(2)の上限額と下限額の範囲内の場合は、(1)の額を適用し、1万円未満の端数を切り捨てる。
- ② (1)の額が(2)の上限額を超える場合は(2)の上限額を適用し、(1)の額が(2)の下限額に満たない場合は(2)の下限額を適用し、1万円未満の端数を切り捨てる。

(4) 『調査基準価格(税込)』の決定

(3)で算出した価格に110%を乗じたものを調査基準価格(税込)とする。

(5) 『調査基準価格(税抜)』の決定

(4)で算出した価格を110分の100で算出したものを調査基準価格(税抜)とする。

※最低制限価格制度の場合は、「調査基準価格」を「最低制限価格」と読み替えてください。